

袋井市ホームページにExcelの様式がございます。

袋井市 特別徴収 検索

記入例（退職 → 普通徴収）

※注意：給与支払者の法人番号又は個人番号（個人事業主）及び従業員の個人番号を記入してください。

●特別徴収を切り替える年度に○を付けてください。
「令和7年度給与支払報告書」提出後に特別徴収から普通徴収に切り替える場合は、「新年度」にも○を付けてください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和6年7月31日提出

袋井市 市長殿

所在地 袋井市袋井〇〇〇〇

氏名又は名称 〇〇〇〇株式会社

個人番号又は法人番号 1234567890123

フリガナ フクロイ ハナコ

氏名 袋井 花子

生年月日 令和5年4月10日

個人番号 345678912345

受給者番号

1月1日現在の住所 袋井市袋井1-1-1

異動後の住所 同上

特別徴収税額 (年税額) 120,000

徴収済額 (ア) 6月から7月まで 20,000

未徴収税額 (イ) 8月から7月まで 100,000

異動年月日 令和6年7月31日

異動の事由 1 退職

異動後の未徴収税額の徴収方法 3 特別徴収継続

1 特別徴収継続の場合

特別徴収継続者指定番号

所在地

フリガナ

氏名又は名称

担当 氏名

電話

内線

新しい勤務先へは、月額額 円を 月分（翌月10日納入期限）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。

2 一括徴収の場合（異動が令和7年1月1日以降の場合は、本人の申出に関係なく一括徴収することが義務づけられています。）

1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため

2 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

徴収予定月 月 日

徴収予定額 (上記1・2と別欄) 円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限）で 納入します。

3 普通徴収の場合（一括徴収できない理由）

※国外へ出国の方については、令和7年1月1日以前の異動でも一括徴収をお願いします。

1 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため

2 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため

3 死亡による退職であるため

市役所 入力

チェック

納付方法 現金 - 口座

開始月 月 年

退職・退一 転勤

市役所 勤務先

市役所

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1 袋井市役所課税課市民税係 TEL 0538-44-3109（直通）

●一括徴収できない理由を記入してください。

●特別徴収担当者の部署・氏名・電話番号を記入してください。

●該当する番号を記入してください。

◎異動届出書提出方法

勤務先
↓
市役所